

## 評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

公益財団法人水産物安定供給推進機構

平成 24 年 10 月 22 日 制定

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人水産物安定供給推進機構（以下「当法人」という。）定款第 18 条及び第 34 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第 15 条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第 28 条に定める理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、定款第 28 条に定める理事長及び専務理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であり、その名称のいかんを問わない。  
なお、報酬等は、当法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、当法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 当法人は、役員等の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

2 理事長及び専務理事の報酬に関する基準は、次のとおりとする。

理事長	年額	2,000,000 円以内
専務理事	年額	6,000,000 円以内

3 理事長及び専務理事に賞与は支給しない。

4 専務理事の退職に当たっては、退職手当を支給することができるものとし、その額は、在職 1 月につき、退職時の俸給年額を 12 で除して得た額に 100 分の 8.1 を乗じて得た額とする。

5 非常勤役員等に対しては、理事会若しくは評議員会への出席又は監事監査の実施の都度、一日当たり 10,000 円を報酬として支給することができる。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長及び専務理事の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

2 非常勤役員等への報酬は、理事会若しくは評議員会への出席又は監事監査の実施の都度、支払うものとする。

(費用)

第5条 当法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等には、その職務の実態に応じ、通勤手当、交通費及び旅費を支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益財団法人水産物安定供給推進機構の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

2 設立の登記の日の前日に財団法人魚価安定基金に在任する専務理事であって、引き続き当法人の専務理事となった者の在職期間は、その者の財団法人魚価安定基金の専務理事としての在職期間を、当法人の専務理事としての在職期間とみなす。

3 この一部改正は令和 6 年 3 月 1 日から施行する。